

領域「言葉」における文字の扱いについて

木戸 久二子

I はじめに

幼稚園教育要領の中で、文字に関しては次のように記される。

「環境」1ねらい

- (3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

「環境」2内容

- (9) 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。

「環境」3内容の取扱い

- (4) 数量や文字などに関しては、日常生活の中で幼児自身の必要感に基づく体験を大切にし、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようにすること。

「言葉」2内容

- (10) 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

「言葉」3内容の取扱い

- (4) 幼児が日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようにすること。

特徴的なのは、文字で「伝える」「楽しさ」を「味わい」、文字に対する「興味や関心」「感覚」を「豊か」に／「養われる」ようにする、という表現が使われていることである。「文字などを使いながら」とは記されているものの、文字を読めるようにするとか、書けるようにするといった表現は一切なされていない。そこが小学校教育要領とは大きく異なっている。意図的に避けているものと推測できる。

幼稚園教育要領解説では、「教師はまず幼児

が標識や文字との新鮮な出会いを体験できるよう環境を工夫する必要がある」と説く。絵本や手紙ごっこを楽しむ中で自然に文字に触れ、文字がコミュニケーションの道具であることに気付けるように、また、「文字を通して何らかの意味が伝わっていく面白さや楽しさが感じられるように」生活と切り離れた形で覚えこませる画一的な指導ではない経験を重ねさせることが大切である、というのである。

II

幼児の文字の読み書き習得状況は実際のところ、どうなっているのであろうか。

ある調査によると、5歳児クラス（5、6歳）において読める仮名文字の数は、清音・濁音・半濁音合わせて71文字のうち、平均60文字前後であるという。また、書きに関しては、「つくえ」「さかな」の6文字の見本を見せて写させ、1文字2点として採点したところ、満点の12点を取った子どもが40パーセント余りであったということである⁽¹⁾。

書き言葉は話し言葉を土台にし、習得されていくものである。従って当然、文字が書けるようになるには話し言葉が十分に習得されていなければならないし、書くためには運筆能力の発達も大切な条件となる。文字はいろいろな線の集合体であるから、直線や曲線を組み合わせてそれぞれの文字を形作っていくことになる。目で認識し、指や手、腕を適切に動かす能力が必要なのである。また、文字を書くこと自体に興味を持つことや、取り組む際の集中力、そして根気も必要となる。

書き言葉は、子どものさまざまな発達と密接に関連しながら相互に影響しあって発達していくものなのである。

Ⅲ

幼児に対する文字指導に関しては、次の二つの立場に大別できる。

一つは、取り立てて文字を教えることをしなくてもよいのではないか、という立場である。

自然に読み書きのある程度はできるようになるものであり、そうなるような言語環境の整備を心がければ十分、ということである。子どもの発達を無視した下手な指導が子どものやる気を削ぐことにつながりかねない、学習嫌いなどの弊害を起し逆効果になりかねない、という懸念も大きいようである。

もう一つの立場は、文字の習得、特に書きに関しては最初が肝心なので、積極的に指導していこうというものである。

早期指導が子どもの能力開発や知的発達に有効であると考えている面も当然あるだろう。また、筆記具の持ち方や筆順、字形などが自己流だったのでおかしな癖が付いてしまい、小学校に入ってから直すのに苦労した、あるいは、小学校への入学直後から自分で連絡ノートを書かねばならず、まだ自分の名前くらいしか書けなかったので困った、といった体験談の影響も大きいようである。

平成元年3月改定(平成2年4月施行)の幼稚園教育要領では、「第2章ねらい及び内容」「言葉」の「3留意事項」(2)に、

文字に対する系統的な指導は小学校から行われるものであるので、幼稚園においては直接取り上げて指導するのではなく個々の幼児の文字に対する興味や関心、感覚が無理なく養われるようにすること。

と記されていた。「文字に対する系統的な指導は小学校から行われるものである」と明記され、事実上、文字の直接的な指導が制限されていたのである。実際、小学校入学前の説明会で、一斉指導がやりにくいので入学前に文字を覚えさせないでください、と先生からのお願いがあった、という話も聞いたことがある。この「留意事項」(2)は、幼稚園教育要領の平成10年12月改定(平成12年4月施行)の際に削除され、「文字」の「指導」に関する文面は見られなく

なり、今回の改定でも同様であった。

ところで、改定されて10年以上たつこの「留意事項」の影響がまだ残っているというわけでもなかろうが、本学が隣接する岐阜市の幼稚園において、募集パンフレットやホームページ等で文字の読み書き指導を積極的にうたっている園はほとんど見られなかった(逆に、英語に関してはほとんどすべての園が掲載している)。

Ⅳ

少なくとも言えるのは、幼稚園教育要領が規定する言語環境の整備という立場は、到達目標ではなく最低ラインの規定であると見るべきだ、ということであろう。文字の習得状況はもちろん、個々の性格にも大きな個人差がある。幼稚園教育要領解説に記されるとおり、画一的な指導ではなく、それぞれの子どもの合った対応を心掛けることが何より大切と思われる。

なお、幼稚園教育要領が載せる文字で「伝える」とは、「書いて伝える」ことを念頭に置いてのことであろうと思われるが、すでに子どもたちはパソコン等の電子メール機能で「伝える」ことも始めている。まだ自分で文字が書けないのにキーを押すだけで文が作れてしまう、ということの是非に、それを懸念する意見が出るのは当然であろう。また一方、書ける・書けないに関係なく文を作れることで、文字で伝える楽しさを感じ、文を作る力が育まれる、という面を評価する声も予測できる。

注

(1) 無藤隆『早期教育を考える』日本放送出版協会、1998。

参考文献

- (1) 『幼稚園教育要領』平成20年3月、文部科学省、チャイルド本社、平成20年。
- (2) 『幼稚園教育要領解説』平成20年10月、文部科学省、フレーベル館、平成20年。